

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一八―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字桑崎字桑崎三百五十九番七外七十八筆、三百五十九番七地先道路、地先水路

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三十四・一七立方メートル